

新旧対照表

改正案	現行
<p>広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱</p>	<p>広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(認定申請の手続き)</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる研修の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、開講日の180日前から30日前までに知事に申請しなければならない。また、認定の申請は研修課程ごと(ただし、複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 (広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)の廃止)</p> <p>2 「広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)」は、廃止する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成24年8月20日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成25年6月5日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(認定申請の手続き)</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる研修の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、開講日の180日前から60日前までに知事に申請しなければならない。また、認定の申請は研修課程ごと(ただし、複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 (広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)の廃止)</p> <p>2 「広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)」は、廃止する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成24年8月20日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成25年6月5日から施行する。</p>

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。(決裁日を記載する。)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。(決裁日を記載する。)